

第 4 回 第 2 農 地 部 会 議 事 録

日 時 令和3年4月16日(金)午後2時00分

場 所 津市一志庁舎 2階 第1会議室

出席部会委員 6 田口 慶則・14 宮本 政春・15 守山 孝之・16 中谷 秀也
17 西森 偉統・18 結城 晋三・20 諸戸 善昭・22 中野 たつ子
24 前田 孝幸

以上9名

欠 席 委 員 7 森 哲也

議 長 第2農地部会長 諸戸 善昭

事務局職員 勝田事務局長・野村事務局次長・増田主査

総合支所 久居：若松主査 一志：柴山担当副主幹
白山：谷担当副主幹 美杉：東山担当主幹

議事録署名者 6 田口 慶則・14 宮本 政春

事 項

報告第1号 農地法第18条第6項の規定による通知について
報告第2号 農地法第3条の3の規定による届出について
報告第3号 農地法第4条第1項第8号の規定による届出について
報告第4号 農地法第5条第1項第7号の規定による届出について(所有権移転)
報告第5号 時効取得による所有権の移転について
報告第6号 農地所有適格法人の定期報告について

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について(所有権移転)
議案第2号 農地法第4条第1項の規定による許可申請について
議案第3号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について(所有権移転)
議案第4号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について(地上権)
議案第5号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について(使用貸借)
議案第6号 非農地証明願いについて
議案第7号 農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定
について <別冊>

議 事 の 大 要

議 長

それでは、第4回第2農地部会を開会いたします。

なお、新型コロナウイルス感染対策の一環により、各委員が発言する場合はマスク着用のまま、発言をお願いします。

本日の欠席は7番 森 哲也委員、1名で出席委員数は9名でございます。

議事に入ります前に、議事録署名者を私の方から指名させていただきます。

6番 田口 慶則委員、14番 宮本 政春委員にお願いしたいと思いますのでよろしくお願いいたします。

本部会に付議されました議案につきましては、事前に通知いたしましたとおりでございますのでよろしくお願いいたします。

それでは初めに、会長専決等の報告事項に入ります。

事 務 局

それでは、議案書の1ページから2ページをお願いいたします。

報告第1号 農地法第18条第6項の規定による通知について、でございます。

番号1から13で、件数は13件、合計面積は18,491㎡で、その内訳は田が17,395㎡、畑が1,096㎡でございます。

これらにつきましては、農地の賃貸借を、貸人、借人、双方の合意により解約したものであります。

3ページから5ページをお願いいたします。

報告第2号 農地法第3条の3の規定による届出について、でございます。

番号1から6で、合計件数は6件、合計面積は19,341.91㎡で、その内訳は田が14,837㎡、畑が4,504.91㎡でございます。

これらにつきましては、相続の届出でございます。

なお、現況地目が農地以外になっているところは、無断転用の可能性がありますので、届出人に対して指導しております。

6ページをお願いいたします。

報告第3号 農地法第4条第1項第8号の規定による届出について、でございます。

番号1、作業小屋用地・住宅敷地用地

番号2、一般個人住宅用地

でございます。

以上、件数は2件、合計面積は35㎡で、その内訳は田が10㎡、畑が25㎡でございます。

7ページをお願いいたします。

報告第4号 農地法第5条第1項第7号の規定による届出について（所有権移転）、でございます。

番号1および番号3、一般個人住宅用地

番号2、共同住宅用地
番号4、宅地造成
でございます。
以上、件数は4件、合計面積は畑で1, 560㎡でございます。

8ページをお願いいたします。
報告第5号 時効取得による所有権の移転について、でございます。
番号1、権利者 _____、申請地は畑で、取得年月日は平成12年2月14日でございます。
以上の案件につきましては、権利者は当該土地を20年以上にわたり自己の所有地として維持管理しており、取得時効が成立しています。
以上、件数は1件、面積は畑で684㎡でございます。

9ページをお願いします。
報告第6号 農地所有適格法人の定期報告について、でございます。
番号1、株式会社 _____、主たる耕作物 野菜、耕作面積 畑 3.8ha、合計面積 3.8ha。
番号2、有限会社 _____、主たる耕作物 水稻・野菜、耕作面積 田 73ha、畑 0.7ha、合計面積 73.7ha。
番号3、有限会社 _____、主たる耕作物 茶、耕作面積 田 1.6ha、畑 4ha、合計面積 5.6ha。
以上件数は3件で、法人形態要件、事業要件、議決権要件、役員要件のすべてを満たしております。

報告案件は以上です。

議長 それでは、議案事項に入ります。
議案第1号農地法第3条の規定による許可申請について（所有権移転）を議題といたします。
事務局の説明をお願いします。

事務局 それでは、議案書の10ページをお願いします。
議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について（所有権移転）、でございます。

番号1、地区 久居、受人 _____、面積 6,085㎡、渡人 _____、面積 1,105㎡、申請地 久居明神町コボレ山 _____、台帳地目・現況地目とも田、面積 388㎡。
これにつきましては、受人は、渡人から申請地を譲り受け、営農を拡大するものです。

番号2、地区 久居、受人 _____、面積 6,085㎡、渡人 _____、面積 3,494㎡、申請地 久居明神町コボレ山 _____、台帳地目・現況地目とも田、面積 278㎡。
これにつきましては、受人は、渡人から申請地を譲り受け、営農を拡大する

ものです。

番号3、地区 久居、受人 _____、面積 6,931.90㎡、渡人 _____、面積 2,373㎡、申請地 久居小野辺町畑山新田 _____、台帳地目・現況地目とも畑、面積 98㎡。

これにつきましては、受人は、労力不足のため営農縮小する渡人から申請地を譲り受け、営農を拡大するものです。

番号4、地区 栗葉、受人 _____、面積 10,178㎡、渡人 _____、面積 215㎡、申請地 庄田町中川原 _____、台帳地目・現況地目とも畑、面積 215㎡。

これにつきましては、受人は、離農する渡人から申請地を譲り受け、営農を拡大するものです。

番号5、地区 家城、受人 _____、面積 40,802㎡、渡人 _____、面積 1,922.62㎡、申請地 白山町南家城家野 _____、台帳地目・現況地目とも畑、面積 188㎡。

これにつきましては、受人は、労力不足のため営農縮小する渡人から申請地を譲り受け、営農を拡大するものです。

番号6、地区 川上、受人 _____、面積 4,183㎡、渡人 _____、面積 4,864㎡、申請地 美杉町川上馬道 _____、台帳地目・現況地目とも畑、面積 36㎡。

これにつきましては、受人は、遠方のため営農縮小する渡人から申請地を譲り受け、営農を拡大するものです。

番号7、地区 奥津、受人 _____、面積 0㎡、渡人 _____、面積 974㎡、申請地 美杉町奥津尻江 _____、台帳地目・現況地目とも畑、面積 945㎡。

これにつきましては、受人は、離農を予定する渡人から申請地を譲り受け、空き家取得に伴い新規営農するものです。

以上、件数は7件、合計面積は2,148㎡で、その内訳は田が666㎡、畑が1,482㎡でございます。

これらの案件につきましては、全部効率利用要件・農作業常時従事要件・下限面積要件・地域との調和要件など、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。

以上で説明を終わります。

ご審議のほどよろしく願いいたします。

議 長

事務局より説明がありましたが、立ち会っていただいた地元委員のご意見をお伺いしたいと思います。

1番、お願いします。

田口委員	6番、田口です。9日に現地を見て参りました。諸戸部会長、中野委員、森委員、久居事務局、地元推進委員と見て参りました。1番と2番は一緒です。場所は_____から500メートルぐらいのところ。問題ないと思います。3番は_____の直ぐ北、これも何ら問題ないと思います。よろしくお願ひします。
議 長	4番、お願ひします。
事務局	久居事務局です。森委員から伺っていますので報告させていただきます。4月9日金曜日に諸戸部会長、田口委員、中野委員、森委員、地元推進委員と事務局で現地確認をして参りました。現状は保全管理されている形でした。譲受人の_____は、今回取得しようとしている農地の直ぐ北側の農地の所有者で特に問題はないと森委員から聞いております。
議 長	5番、お願ひします。
西森委員	17番、西森です。4月9日、中谷委員、地元推進委員、事務局と現場を見て参りました。場所は、_____の東側、雲出川の下流200メートルほど行った右岸側です。現在工事を行っておりまして、工事の資材を置いており、農地という形ではありませんでした。受人の_____の話では、工事の後、農地として改良するという事でしたので、何ら問題ないと思います。以上です。
議 長	6番、7番、お願ひします。
結城委員	18番、結城です。9日に、中野委員と地元推進委員、事務局で現地を確認しました。6番、渡人は遠方で管理ができないということで、受人は、農地の拡大ということです。7番も同じ9日に現地確認いたしました。空き家バンクを利用して農地付き住宅を売買するものです。
議 長	地元委員より説明がございましたが、皆さんのご意見もお伺ひしたいと思います。いかがでしょうか。
部会委員	<一同 意見なし>
議 長	それでは、意見もないようですのでお諮りします。ただいま審議をいただきました議案第1号について、これにご異議ございませんか。
部会委員	<一同 異議なし>
議 長	異議なしと認めます。よって、議案第1号については許可することに決定したいと思います。 続きまして、議案第2号農地法第4条第1項の規定による許可申請について、を議題といたします。 事務局の説明をお願ひします。

事務局 11ページをお願いします。
議案第2号 農地法第4条第1項の規定による許可申請について、でございます。

番号1、地区 栗葉、申請者 _____、申請地 庄田町若林_____、台帳地目 畑、現況地目 雑種地、面積 349㎡。
これにつきましては、申請地を一般個人住宅用地、店舗用地とするものです。昭和62年ごろから、近隣工場の従業員用の駐車場用地として利用してきた旨の始末書の提出があります。
農地区分は、第2種農地と判断されます。

以上、件数は1件、合計面積は畑で349㎡でございます。
この案件につきましては、農地法第4条第6項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。

以上で説明を終わります
ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長 事務局より説明がありましたが、地元委員のご意見をお伺いしたいと思ます。

事務局 久居事務局です。4月9日に諸戸部会長、田口委員、中野委員、森委員、地元推進委員と事務局で現地を確認して参りました。現状はすでに駐車場として転用されていましたが、申請人のご家族の経営される_____の敷地に転用すると聞いておまして、特に問題ないと森委員から聞いております。

議長 地元委員より説明がございましたが、皆さんのご意見もお伺いしたいと思います。いかがでしょうか。

部会委員 <一同 意見なし>

議長 それでは、意見もないようですのでお諮りします。ただいま審議をいただきました議案第2号について、これにご異議ございませんか。

部会委員 <一同 異議なし>

議長 異議なしと認めます。よって、議案第2号については許可することに決定したいと思います。
続きまして、議案第3号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について（所有権移転）を議題といたします。
事務局の説明をお願いします。

事務局 12ページをお願いします。
議案第3号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について（所有権移転）でございます。

番号1、地区 久居、受人 _____ 株式会社 代表取締役 _____、
渡人 _____ 外1名、申請地 戸木町南川原 _____、台帳地目・現況地
目とも畑、面積 285㎡ 外3筆、合計面積 1,151㎡。

これにつきましては、受人は、渡人から申請地を譲り受け、申請地を砂利置
場用地とするものです。

農地区分は、第1種農地で、既存敷地の拡張により不許可の例外に該当する
ものと判断されます。

番号2及び番号3については関連がありますので、一括して説明させていた
だきます。

まず、地区は栗葉、受人は _____ となります。

それでは個々の詳細を説明させていただきます。

番号2、渡人 _____、申請地 森町上新田 _____、台帳地目 畑、現
況地目 雑種地、面積 875㎡。

番号3、渡人 _____、申請地 森町上新田 _____、台帳地目 畑、現
況地目 雑種地、面積 889㎡。

これら2件につきましては、全て受人が渡人から申請地を譲り受け、申請地
を資材置場用地、駐車場用地、事務所用地、倉庫用地とするものです。

平成30年12月から、資材置場用地として利用してきた旨の始末書の提出
がありますことから、これを追認しようとするものです。

農地区分は、2件とも第2種農地と判断されます。

番号4、地区 波瀬、受人 _____、渡人 _____、申請地 一志町波
瀬岩垣内 _____、台帳地目 畑、現況地目 宅地、面積 36㎡。

これにつきましては、受人は、渡人から申請地を譲り受け、申請地を住宅敷
地用地、擁壁用地とするものです。

申請人が相続する以前、先代が昭和57年ごろに居宅を建築し、以降、現在
の用途で利用している旨の始末書の提出がありますことから、これを追認しよ
うとするものです。

農地区分は、第2種農地と判断されます。

番号5、地区 川合、受人 株式会社 _____ 代表取締役 _____、
渡人 _____、申請地 一志町片野北浦 _____、台帳地目・現況地目とも
畑、面積 405㎡。

これにつきましては、受人は、渡人から申請地を譲り受け、申請地を事務所
用地とするものです。

農地区分は、第2種農地と判断されます。

番号6、地区 大三、受人 _____、渡人 _____、申請地 白山町二
本木柏原 _____、台帳地目・現況地目とも田、面積 981㎡。

これにつきましては、受人は、渡人から申請地を譲り受け、申請地を太陽光
発電施設用地とするものです。

パネル設置面積は、476.00㎡、パネルの設置率は、転用面積の48.

6%になります。

農地区分は、第2種農地と判断されます。

番号7、地区 倭、受人 _____、渡人 _____、申請地 白山町南出東兵司_____、台帳地目・現況地目とも田、面積 287㎡。

これにつきましては、受人は、渡人から申請地を譲り受け、申請地を太陽光発電施設用地とするものです。

一体利用地を含めてのパネル設置面積は、497.76㎡、日陰部分を回避するため、パネルの設置率は、転用面積の30.7%になります。

農地区分は、第2種農地と判断されます。

以上、件数は7件、合計面積は4,624㎡で、その内訳は田が1,268㎡、畑が3,356㎡でございます。

いずれの案件につきましても、農地法第5条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。

以上で説明を終わります。

ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長 事務局より説明がありましたが、立ち会っていただいた地元委員のご意見をお伺いしたいと思います。

1番、お願いします。

田口委員 6番、田口です。4月9日に見て参りました。場所は_____南約500メートルの所になります。諸戸部会長、森委員、中野委員、地元推進委員、久居事務局と見て参りました。何ら問題ないと思います。よろしくお願いします。

議長 ありがとうございます。

2番、3番、お願いします。

事務局 久居事務局です。2番と3番は一体利用です。4月9日、諸戸部会長、田口委員、中野委員、森委員、地元推進委員と事務局で現地の方を見て参りました。受人の_____の立ち会いで見せていただきました。場所は国道165号線の_____から北西へ300メートルほど行ったところ。受人が営む建築業の資材置場や駐車場、事務所、倉庫の建築用地として使用するというのですが、すでに、平成30年から転用されていることで、そのまま使用するというので、特に問題ないと森委員から聞いております。

議長 4番、お願いします。

宮本委員 14番、宮本です。9日に、守山会長と、私と、地元推進委員と事務局と確認してきました。擁壁のようなもので問題ないと思いますので、よろしくお願いします。

議長 5番、お願いします。

守山委員 15番、守山です。4月9日に宮本委員と、地元推進委員と事務局とで現地で説明を受けました。_____の真隣でして何ら問題が無いということですので、よろしくをお願いします。

議長 6番、7番、お願いします。

中谷委員 16番、中谷です。9日に、西森、中谷両委員と地元推進委員、白山事務局で見て参りました。場所は_____から国道165号線に出たところの東側200メートルの、国道南。1枚の田を以前に西側を太陽光にされておる、東側も太陽光にされる、防草シートを敷かないということで、草刈りを年2回するという話してはいたけど、これでは、推進委員も周りに迷惑がかかるので、年4回にしてもらうよう話をして参りました。他は問題無いと思います。

続いて7番ですけど、これも9日に西森、中谷両委員と地元推進委員、白山事務局と見て参りました。場所は_____の北西150メートルほどのところ。周りはすでに太陽光になっており、問題ないかと思えます。

議長 地元委員より説明がございましたが、皆さんのご意見もお伺いしたいと思います。いかがでしょうか。

部会委員 <一同 意見なし>

議長 それでは、意見もないようですのでお諮りします。ただいま審議をいただきました議案第3号について、これにご異議ございませんか。

部会委員 <一同 異議なし>

議長 異議なしと認めます。よって、議案第3号については許可することに決定したいと思います。

続きまして、議案第4号、農地法第5条第1項の規定による許可申請について（地上権）を議題といたします。事務局の説明をお願いします。

事務局 13ページをお願いします。

議案第4号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について（地上権）、でございます。

番号1、地区 家城、借人 株式会社 _____ 代表取締役 _____、貸人 _____、申請地 白山町北家城上出_____、台帳地目・現況地目とも畑、面積 458㎡。

これにつきましては、借人は、貸人との間に20年間の地上権を設定し、申請地を太陽光発電施設用地とするものです。

パネル設置面積は、279.00㎡、パネルの設置率は、転用面積の61.0%になります。

農地区分は、第2種農地と判断されます。

番号2、地区 上多気、借人 _____ 株式会社 代表取締役 _____、
貸人 _____、申請地 美杉町上多気高保田_____、台帳地目・現況地目
とも田、面積 1, 276㎡。

これにつきましては、借人は、貸人との間に20年間の地上権を設定し、申
請地を太陽光発電施設用地とするものです。

一体利用地を含めてのパネル設置面積は、1, 419.13㎡、パネルの設
置率は、転用面積の53.0%になります。

当該申請地につきましては、以前に既に転用許可済みではありますが、権利に
ついて地上権へ変更するため、改めて申請されたものです。

農地区分は、第2種農地と判断されます。

以上、件数は2件、合計面積は1, 734㎡で、その内訳は田が1, 276
㎡、畑が458㎡でございます。

これらの案件につきましても、農地法第5条第2項各号には該当しないため、
許可要件のすべてを満たしていると考えます。

以上で説明を終わります。

ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議 長 事務局より説明がありましたが、立ち会っていただいた地元委員のご意見
をお伺いしたいと思います。
お願いします。

西森委員 17番、西森です。1番の家城ですが、4月9日、中谷委員、地元推進委員、
白山事務局と確認させていただきました。場所は_____から川をはさんで3
00メートルほど北側へ行った場所です。現状は雑種地として草刈りはされて
いるようですが、管理されていたところでした、周りに何も無い、何ら影響は
ないようなので、問題ないと思います。以上です。

議 長 2番、お願いします。

結城委員 18番、結城です。9日に地元推進委員と事務局で現地確認を致しました。
貸人は申請地の管理ができないということで、地上権者は太陽光発電設備を設
置に付き、近隣に被害を及ぼすことのないため、_____の土地と申請地を一
体利用するため地上権を設定するという事です。よろしくをお願いします。

議 長 地元委員より説明がございましたが、皆さんのご意見もお伺いしたいと思
います。いかがでしょうか。

部会委員 <一同 意見なし>

議 長 それでは、意見もないようですのでお諮りします。ただいま審議をいた
だきました議案第4号について、これにご異議ございませんか。

部会委員 <一同 異議なし>

議長 異議なしと認めます。よって、議案第4号については許可することに決定したいと思います。

続きまして、議案第5号農地法第5条第1項の規定による許可申請について（使用貸借）を議題といたします。

事務局の説明をお願いします。

事務局 14ページをお願いします。

議案第5号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について（使用貸借）、でございます。

番号1、地区 久居、借人 _____、渡人 _____、申請地 久居明神町風早_____、台帳地目・現況地目とも田、面積 292㎡。

これにつきましては、借人は、貸人との間に永年間の使用貸借を設定し、申請地を農家住宅用地とするものです。

農地区分は、第3種農地と判断されます。

番号2、地区 栗葉、借人 _____、貸人 _____、申請地 庄田町若林_____、台帳地目 畑、現況地目 雑種地、面積 349㎡。

これにつきましては、借人は、貸人との間に永年間の使用貸借を設定し、申請地を一般個人住宅用地店舗用地とするものです。

議案第2号 番号1の案件と内容は同じもので、転用行為者が、地権者と、地権者の娘となるため、4条許可申請と5条許可申請を行うものです。

農地区分は、第2種農地と判断されます。

続きまして、番号3については、第2農地部会としては初めての営農型太陽光発電施設用地の許可申請となります。

そのため、営農型太陽光発電につきましては、許可要件等の概略をお手元の資料を参考に、説明させていただきます。

営農型資料の1枚目、『営農型太陽光発電設備について』をご覧ください。

左上『営農型太陽光発電とは』に記載のありますとおり、営農型太陽光発電とは、農地に支柱を立てて、営農を適切に継続しながら上部空間に太陽光発電設備を設置することにより、農業と発電を両立する仕組みを指し、支柱の基礎部分について一時転用許可が必要となるものです。

次に下『営農型太陽光発電設備の取扱いの主な内容』をご覧ください。

営農型太陽光設置の許可要件としては、これまでの恒久転用となる太陽光設置の時と変わらず、転用の確実性と周辺農地への被害防除措置についてご判断いただきます。

加えて、主に下部での営農計画が一時転用許可期間中に適切な継続が確実であるか？農作物の生育に適した日照量を保つための設計となっているかどうか？支柱の高さは、2M以上確保し、農業機械等の利用が可能であるか？などを確認する必要があります。

次に右上『営農型太陽光発電設備の取扱いに係る経過』のうち「一時転用期間の延長」をご覧ください

当初、平成25年3月に農地転用許可制度上の取扱いが明確化された時は、一時転用期間が3年であったものを、これまでの実状に合わせ、平成30年5月に農地法の改正がなされ、優良農地における営農型太陽光設置の一時転用は、一定の条件を満たせば10年とする変更が行われました。

続きまして、営農型資料の2枚目、『許可条件の項目について』をご覧ください。

営農型太陽光設置にかかる許可書には、8項目の許可条件を追加し、発行されるもので、これにより許可を受けた者は、毎年の農作物に係る状況の報告、営農状況が著しく劣っている場合など、適切な営農が継続されていない場合は、作付作物の変更や太陽光発電施設の改善措置を迅速に講じなければならない等の制約を受けることになります。

最後に、営農型資料の3枚目、『三重県内の営農型発電許可実績一覧表』をご覧ください。

三重県内では、各市町とも設置件数はさほど多くありませんが、営農型太陽光に対する具体的な電話や窓口相談等、増加傾向にあると関係各機関より聞いております。

それでは、今回の案件の説明させていただきます。

番号3、借人 _____、貸人 _____、申請地 白山町川口神田 _____、台帳地目・現況地目とも田、面積 1,554㎡のうち0.55㎡。

これにつきましては、借人は、父である貸人との間に3年間の使用貸借を設定し、申請地の上空に営農型太陽光発電施設を設置し、下部において原木シイタケの栽培を行うため、一時転用の許可を受けようとするものです。

施設につきましては、支柱高さを2メートル以上確保すると共に、日陰でも育つ作物に対しある程度の日照を確保し、簡易な構造で容易に撤去できる支柱で設計されています。

栽培については、種菌の提供を受ける「_____」から、他市での営農型太陽光発電施設における実例に基づく知見により、栽培可能である見込みを得られており、営農型太陽光発電施設での原木シイタケの営農について愛知県にて3件の実績のある「_____」のサポートを受ける体制となっています。

借人本人には農業経験はないものの、この2社のサポートと、親族や身近な友人が原木シイタケを栽培しており、作業工程や作業量を把握したうえで社員をしながらでも、問題なく管理・生産・販売までをしていける見込みである旨の申請内容となっています。

農地区分は、農業振興地域内農用地区域になりますが、不許可の例外により一時転用が認められるものと判断されます。

以上、件数は3件、合計面積は641.55㎡で、その内訳は田が292.55㎡、畑が349㎡でございます。

いずれの案件につきましても、農地法第5条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。

以上で説明を終わります。
ご審議のほどよろしくお願ひいたします。

議 長 事務局より説明がありましたが、地元委員のご意見をお伺いしたいと思いま
す。

田口委員 6番、田口です。森委員、地元推進委員と見て参りました。場所は_____の
直ぐ北です。奥にも田があるのですが、入るのに道路を作るということで、
何ら問題ないと思ひます。よろしくお願ひします。

議 長 ありがとうございます。2番お願ひします。

事 務 局 久居事務局です。先ほどの議案第2号の4条申請の1と同じでございますが、
使用貸人と、使用借人のご家族の_____の敷地として転用するために、4条
と5条の使用貸借を同時に申請していただきました。内容としては先ほどの説
明と同じになり、特に問題ないと森委員から聞いておりますので、よろしくお
願ひします。

議 長 3番、お願ひします。

中谷委員 16番、中谷です。9日に西森、中谷両委員、地元推進委員、白山事務局と
見て参りました。場所は名松線の_____のすぐ前で、事務局から説明のあつ
た、営農型太陽光設備で私たちが初めてです。申請人は、農業は初めてとい
うことで、本当にできるのかと心配になりますけど、業者によるサポートが十分
にしてもらえるとということで、問題は無いかと思ひます。

議 長 地元委員より説明がございましたが、皆さんのご意見もお伺いしたいと思
ひます。いかがでしょうか。

西森委員 17番、西森です。営農型の三重県内の実績一覧にて、津市2件となつてお
るけど、どういう作物を作られているのですか。

事 務 局 スギゴケと榊です。

西森委員 何年ぐらいで。

事 務 局 3年経っていないぐらいです。

西森委員 問題なく収穫されていますか。

事 務 局 まだ、収穫に至っていません。榊も未だです。

西森委員 17番、西森です。電気は当然発生していると思うが、農作物がはっきりせ
んという状況で、「やめた」ということにならへんかという心配がある。「や
めた」ということになった時に、上だけ残って、下がえらいことならへんのか

なあ。

事務局 「やめた」となった場合は、上も撤去です。

議長 この案件について他に何か意見はありませんか。
それでは、ただいま審議をいただきました議案第5号について、これにご異議ございませんか。

部会委員 <一同 異議なし>

議長 異議なしと認めます。よって、議案第5号については許可することに決定したいと思います。
続きまして、議案第6号非農地証明願いについてを議題といたします。
事務局の説明をお願いします。

事務局 15ページをご覧ください。
議案第6号 非農地証明願いについて、でございます。
番号1、地区 波瀬、願出者 _____、申請地 一志町波瀬若園_____
台帳地目 畑、現況地目 宅地、面積 78㎡。
これにつきましては、申請地に昭和35年から宅地として利用し現在に至ることが、空中写真撮影記録証明書により確認できます。

番号2、地区 波瀬、願出者 _____、申請地 一志町波瀬南山_____
台帳地目 田、現況地目 山林、面積 1,652㎡。
これにつきましては、申請地に20年以上前に植林し現在に至ることが、樹齢の分かる写真により確認できます。

番号3、地区 波瀬、願出者 _____、申請地 一志町波瀬南山_____
台帳地目 田、現況地目 山林、面積 1,348㎡ 外1筆、合計面積 1,592㎡。
これにつきましては、申請地に昭和40年ごろ植林し現在に至ることが、樹齢の分かる写真により確認できます。

番号4、地区 家城、願出者 _____、申請地 白山町北家城柏尾谷_____
台帳地目 田、現況地目 山林、面積 36㎡ 外1筆、合計面積 981㎡。
これにつきましては、申請地に昭和55年ごろ植林し現在に至ることが、樹齢の分かる写真により確認できます。

番号5、地区 川口、願出者 _____、申請地 白山町川口関ノ宮_____
台帳地目 田、現況地目 宅地、面積 284㎡。
これにつきましては、申請地に昭和30年以前より宅地として利用し現在に至ることが、令和2年度 土地・家屋課税台帳兼名寄帳、固定資産課税台帳記載事項証明書により確認できます。

以上、件数は5件、合計面積は4,587㎡で、その内訳は田が4,509㎡、畑が78㎡でございます。

いずれの案件につきましても、申請地は農地以外の用に供され20年以上が経過している土地であり、非農地証明事務取扱要領第3条第1項第2号の規定に該当することから、農地ではない旨の証明をしても差し支えないものと考えます。

以上で説明を終わります。

ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長 事務局より説明がありましたが、立ち会っていただいた地元委員のご意見をお伺いしたいと思います。

1番から3番、お願いします。

宮本委員 14番、宮本です。9日に守山会長と私、一志事務局、地元推進委員の立ち会いで確認してきました。概要の説明通りでして、1番はすでに宅地で、家に続いた土地で宅地化されていきました。

2番は山で荒れとるところで、ここに水田があったんやとの説明ですが、溝はありましたが山の中でした。

3番は、前回行った隣の土地でした。埋め立てたのかどうか分かりませんが、内容は申請が出たとおりですから、やむを得んと思います。

議長 ありがとうございます。4番、お願いします。

西森委員 17番、西森です。4番、家城ですが、4月9日に中谷委員、地元推進委員、願出者の_____、白山事務局と見て参りました。場所は_____を奥に行つて_____の前、_____というのでしょうか、現状は事務局の説明通り植林がされておりまして、田んぼらしきものがあつた形だけのもので、何ら問題ないと思います。

議長 5番、お願いします。

中谷委員 16番、中谷です。9日に、西森、中谷両委員、地元推進委員、白山事務局と見て参りました。場所は_____の北側、両親が亡くなり相続のために、建物を建てる所が、地目が田のままだったということで、何ら問題は無いかと思ひます。

議長 ありがとうございます。地元委員より説明がございましたが、皆さんのご意見もお伺いしたいと思います。いかがでしょうか。

部会委員 <一同 意見なし>

議長 それでは、意見もないようですのでお諮りします。ただいま審議をいただきました議案第6号について、これにご異議ございませんか。

部会委員 <一同 異議なし>

議長 異議なしと認めます。よって、議案第6号については証明することに決定したいと思います。

次に別冊でお配りしました議案第7号農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定について、を議題といたします。

事務局の説明をお願いします。

事務局 議案第7号 農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定について、でございます。

それでは、資料の2枚目、農用地利用集積計画地区別集計表をご覧ください。各地区別に、下の合計欄で説明をさせていただきます。

まず、久居地区をご覧ください。田の賃貸借、使用貸借で35,171㎡、畑の賃貸借、使用貸借で6,556㎡、契約件数は22件でございます。

一志地区につきましては、田の賃貸借、使用貸借、所有権移転で78,468㎡、畑の使用貸借で1,856㎡、契約件数は33件でございます。

白山地区につきましては、田の賃貸借、使用貸借で22,404㎡、畑の賃貸借、使用貸借で1,390㎡、契約件数は10件でございます。

美杉地区につきましては、田の賃貸借、使用貸借で7,468㎡、畑の賃貸借で2,197㎡、契約件数は6件でございます。

以上、合計で田の集積が、賃貸借、使用貸借、所有権移転を合わせて143,511㎡、畑の集積が、賃貸借、使用貸借を合わせて11,999㎡、合計契約件数は71件、合計面積は155,510㎡となっております。

次に認定農業者への集積状況でございます。

地区別の認定農業者への集積は久居地区18件、一志地区19件、白山地区3件、美杉地区2件で、合計42件、合計面積は95,518㎡でございます。

また、認定農業者への集積率は、件数で59.2%、面積で61.5%となっております。

続きまして、「農地中間管理事業」を利用した案件についてご説明いたします。

人・農地プランの作成が要件となっている新規のものについて「農用地利用集積計画の概要」の該当箇所、今回は43、45番になり、整理番号の左側欄外にアルファベットの「N」を記載しています。

今回提出させていただきました利用集積計画につきましては、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。

最後に、3枚目からの「農用地利用集積計画の概要」でございますが、今回の利用集積計画のうち、農業委員会等に関する法律第31条の議事参与の制限に該当します案件がございますので、ご審議いただくにあたりまして、ご配慮いただきますようよろしくお願いいたします。

以上で説明を終わります。

ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長 事務局の説明が終わりました。
今回の案件のうち、始めに、農業委員会等に関する法律第31条の議事参与の制限に該当する案件について、ご審議をお願いします。
整理番号19についてです。
_____委員、一時退室をお願いします。

< 退 室 >

議長 この1件についていかがでしょうか。

部会委員 <一同 意見なし>

議長 それでは、意見もないようでございますのでお諮りします。ただいま、審議をいただきました1件について、ご異議ございませんか。

部会委員 <一同 異議なし>

議長 ありがとうございます。この案件につきましては適正であると認め、市長に進達することにいたします。
入室してください。

< 入 室 >

議長 それでは、その他の案件につきましてご審議をお願いします。
皆さんいかがでしょうか。

部会委員 <一同 意見なし>

議長 それでは、意見もないようでございますのでお諮りします。ただいま、審議をいただきました案件について、ご異議ございませんか。

部会委員 <一同 異議なし>

議長 ありがとうございます。これらの案件につきましても適正であると認め、市長に進達することにいたします。

以上で、本部会に付議されました議案の審議はすべて終了いたしました。
これをもちまして、第4回第2農地部会を閉会します。

午後3時01分

上記は、第4回第2農地部会の議事を記録したものである。

令和3年4月16日

議事録署名者 _____

議事録署名者 _____